

福岡市日本語指導員 登録案内

福岡市教育委員会では、福岡市立小・中学校・特別支援学校（小・中学部）に在籍する日本語指導が必要な児童生徒が、日本語で学校生活を営み日本語での学習に取り組めるようになることを目的とし、日本語指導担当教員が中心となって日本語指導を行っています。また、その補助として、日本語指導員を派遣しています。つきましては、日本語指導員として登録していただける方を募集いたします。

1 登録要件

次の（１）から（６）のいずれかを満たすこと。

- （１）大学で日本語教育を主専攻または副専攻して修了した方
- （２）民間団体等が主催する日本語教師養成講座を修了した方
- （３）日本語教育能力検定試験に合格した方
- （４）文部科学省が実施する日本語教員試験に合格している方
- （５）教員として義務教育段階の学校に勤務経験があり且つ大学が行う日本語教師養成課程（学校教育法第 105 条及び学校教育法施行規則第 164 条に基づく履修証明プログラムを含む）を修了した方
- （６）日本語指導担当教員として義務教育段階の学校に勤務経験がある方

2 登録期間

登録日が属する年度の翌年度末まで

3 指導概要

対象児童 生徒の例	外国籍児童生徒、日本国籍の帰国児童生徒等
指導内容	日本語指導担当教員が作成した指導計画に基づく日本語指導の補助 ・ サバイバル日本語 （安全で衛生的な学校生活と、周囲との関係づくりに必要な日本語） ・ 日本語基礎 （[聞く][話す][読む][書く]の四技能を意識した、発音、文字、語彙、文型等） ※教科の内容や、日本語と教科の統合を指導してもらうことはありません。
指導方法 の原則	・ 教育課程時間内（授業時間内）における個別の取り出し授業 ※日本語習得度が同等程度の児童生徒をグループ指導してもらうこともあります。 ・ 日本語による日本語指導
指導時間	ひとりの児童生徒につき原則として上限 96 時限 ※ 1 時限は小学校では 45 分、中学校では 50 分です。

4 謝礼

1時間あたり2,700円

※授業時間1時限を1時間として取り扱います。

※別途交通費の支給はありません。

5 派遣の流れ

(1) 日本語指導員として登録すると、「日本語指導員登録者名簿」へ登載されます。

(2) 日本語指導が必要な児童生徒の転入等に伴い、学校から教育委員会へ派遣申請があった際、教育委員会が登録者名簿から派遣する日本語指導員を選定します。

※学校からの申請がない場合等、派遣がない期間が生じることがあります。

(3) 指導内容と指導日、指導時間等は、派遣先の学校により異なります(週2日、1日2時間指導など)。派遣決定後は、日本語指導担当教員、派遣先の学校の教頭や担任と打ち合わせていただき、指示に従って指導補助を行ってください。

6 登録申請の受付期間

随時

7 登録方法

(1) 必要書類

① 「福岡市日本語指導員登録申請書」

② 登録要件を証明する書類の写し

※登録に際して得た個人情報、本事業の目的以外には使用いたしません。

(2) 提出先

福岡市教育委員会教育支援課 教育支援係

〒810-8621 福岡市中央区天神 1-8-1 (市役所 11階)

TEL : 092-711-4636

※初めて登録される方は、必要書類をご提出いただいた際に面談を行いますので、事前に持参予定の日時をお電話にてご連絡ください。